

消費者庁及び消費者委員会設立8周年記念式における江崎鐵磨内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）訓示

本日（9月1日）、消費者庁と消費者委員会は、設立8周年を迎えました。

消費者の不安と不信を招いた事件への反省を踏まえ、当時の福田内閣総理大臣のリーダーシップの下、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者庁は創設されました。

その目的は、消費者行政を一元化するための強い権限を持つ体制を整え、このような事案への政府全体の対応力の向上を目指すとともに、各省庁が縦割りの下で所管の事業者育成を図る一方、消費者保護は産業振興の派生的なテーマとして行われてきたことを抜本的に見直すものでもあります。

設立以来の8年間で、新法の制定や違反行為に対する行政処分、地方の消費者行政の整備など、着実に成果はあがっています。

私自身も衆議院の消費者問題に関する特別委員会の委員長として、昨年の特定制約法と消費者契約法の改正法案の審議をいたしました

た。

また、食品の表示に関する個別の法律の規定を一元化した食品表示法が平成 25 年に制定されましたが、同法に基づく食品表示基準の本日の改正によって、全ての加工食品に原料原産地表示が導入されました。このように、消費者行政は、毎年毎年前進しつつあります。

しかし、まだここで歩みを止めてはいけません。常に、課題の解決に向けて努力を重ねて、創設時の理念を深化させなければなりません。

どれだけ正義感にあふれていても、力がなければ、誰かの役に立ったり、助けたりすることはできません。また、どれだけ力があっても、誇りや信念がなければ、正しい力の使い方はできません（「力愛不二」の精神）。

消費者の安全・安心の実現のためには、さらに所管法令を整備するとともに、その法令を正しく運用できるように信念を持って取り組む必要があります。

職員各位におかれても、消費者行政の「舵取り役」として、消費者が主役となる社会の実現のため、使命感を持って現在の職務に邁進していただきたいと思います。私自身も担当大臣として、その先頭に立って取り組んでまいります。

最後に、設立 8 周年から更に飛躍することを

祈念して、私からの訓示とします。

(以上)